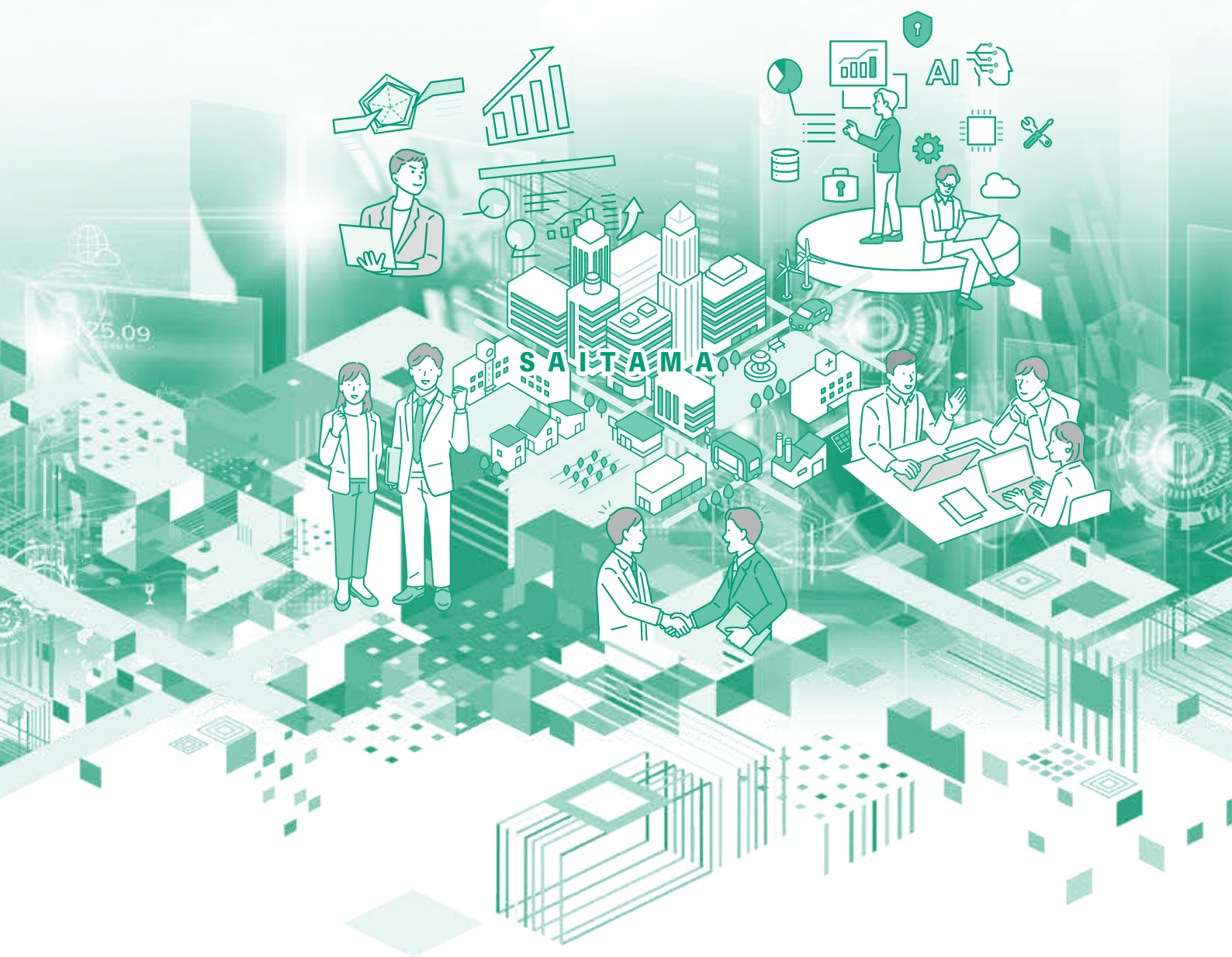


令和7年度 地域研究レポート集



令和8年3月

公益財団法人

埼玉りそな産業経済振興財団

■ はじめに

弊財団は、埼玉県内の経済・産業動向、企業経営及び地域の活性化等に関する調査研究や情報収集を行い、それらの情報等を適切かつ積極的に発信・提供していくことにより、埼玉県の産業経済の振興と発展に貢献していくことを目的としています。

本冊子は、「埼玉りそな経済情報」（発行株式会社埼玉りそな銀行）に地域研究レポートや調査レポートとして令和7年度に掲載した研究成果を取りまとめたものです。

令和7年度も、各研究員が最近の社会・経済情勢を踏まえた独自のテーマを設定し、地域における社会的課題の実態、要因、将来の方向性等について、調査、研究、提言を行っています。

本冊子を通じて、各自治体や事業者の皆様が抱えている課題の解決に少しでもお役に立てば幸いです。

令和8年3月

公益財団法人 埼玉りそな産業経済振興財団

■ 目 次

01	地方議会議員に占める女性比率の向上に向けて	1
02	中堅企業支援の動向	5
03	日本の医療費の現状	9
04	埼玉県における新規就農者の現状について	13
05	埼玉県における住宅建設の動向と地域的な特徴	17
06	2050年カーボンニュートラルを見据えた 住宅省エネ化の最新動向と埼玉県における現状と課題	21

地方議会議員に占める 女性比率の向上に向けて

主任研究員 青木 淳子

はじめに

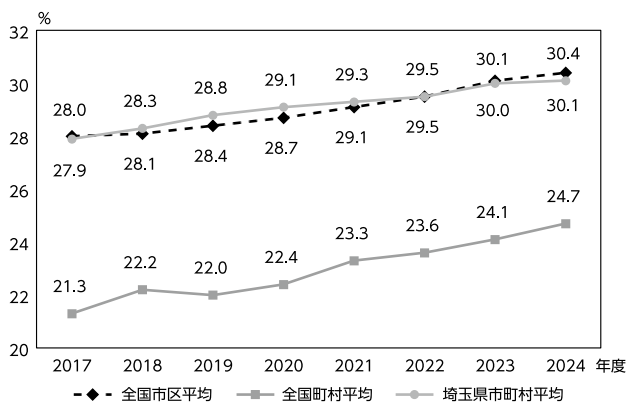
今年6月に公表された2025年のわが国のジェンダー・ギャップ指数は148か国中118位で前年と同順位であった。ジェンダー・ギャップ指数とは、経済、教育、健康、政治参加の分野における各国の男女間の不均衡を示す指標で、毎年世界経済フォーラムが公表している。

わが国の場合、教育分野と健康分野については他国と遜色ないが、経済分野と政治参加分野におけるスコアが低く、特に政治参加分野の男女格差が大きいため毎年低い順位にとどまっている。

男女共同参画社会実現のために、政策・方針決定に女性の参画を増やすことの重要性は以前から指摘されており、2000年代初頭から国や各地方公共団体では審議会委員に占める女性の割合の目標値を設定するなどの取組が行われてきた。しかし、選挙によって有権者に選ばれる議員については目標値を設定する例はあまりみられなかった。

審議会委員に占める女性の割合は一定程度高まったものの、近年では全国、埼玉県ともに横ばい状況が続いている。(下図参照)

● 審議会委員に占める女性の割合(全国・埼玉県)



議員や閣僚などにおける女性の参画比率は後述の通りさらに低く、着々と女性の政治参画を進めている諸外国に後れをとることとなってしまった。

その流れを止めようと、2018年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」(以下、「政治分野における男女共同参画推進法」と略)が成立、施行された。法律の成立に前後して、女性議員が少ないと感じる意識、女性議員を増やそうという意識は高まりつつある。

本稿では、同法の成立前後の市区町村議会への女性の参画の変化や、女性の議員を増やすための取組などの状況について見ていきたい。

「政治分野における男女共同参画推進法」の成立と改正

「政治分野における男女共同参画推進法」は2018年5月に成立、施行された。同法には、男女の候補者ができるだけ同数になるように努めたり、議員が公職活動と家庭活動を両立していけるよう、国や地方公共団体、政党などの責務が定められた。

2020年度に地方議員と立候補を検討したが断念した人を対象に、内閣府は「女性の政治参画への障壁等に関する調査研究」を実施した。その結果、「性別による差別やセクシャルハラスメントを受けることがある」、「議員活動と家庭生活との両立が難しい」等で男女の差が大きく、女性の政治活動にとって障壁となっていることがわかった。

そうした調査結果等も背景として、2021年6月に「政治分野における男女共同参画推進法」が一部改正された。改正内容は、政党や政治団体の候補者選定方法の改善や候補者となるにふさわしい人材の育成のほか、議員や候補者に対するセクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント等への対応をはじめとする環境整備等の施策の強化などである。

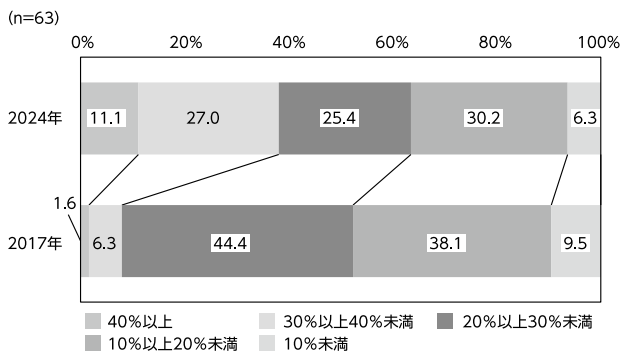
具体的に想定された対応として、政治活動と家庭生活の両立を支援する環境整備やハラスメント防止のための研修や規定の整備、相談窓口の設置等があげられた。

市区町村議員に占める女性比率の現状

実際に市区町村議員に占める女性の比率をみると、「政治分野における男女共同参画推進法」施行前の2017年には、埼玉県内で女性の議員の比率が40%以上を占める市町村議会が1.6%、具体的には本庄市の1市のみであった。女性議員比率が30%以上40%未満の市町村6.3%を合わせても、女性議員が30%以上の市町村議会は1割に満たなかった。

一方、2024年になると、女性の議員が30%以上の市町村議会は県全体の38.1%を占めるまでになった。特に、三芳町議会では女性が53.3%を占めるなど、全国的にみても高い割合となっている。

●女性議員の比率による市町村の割合の推移(埼玉県)

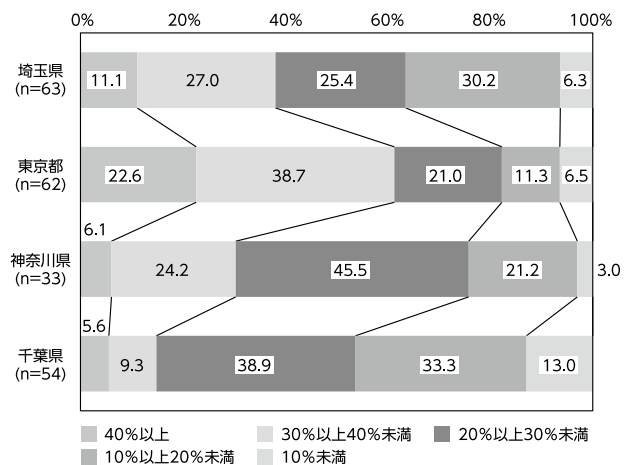


(注)各年12月31日現在
資料:内閣府「市区町村女性参画状況見える化マップ」をもとに作成

近隣の都県の状況と比較してみると、東京都の市区町村議会における女性議員の割合が突出している。東京都では女性の議員が30%以上の市区町村議会が約6割を占めており、全国的にみても女性の議員比率が高い。

神奈川県や千葉県と比較すると、女性の議員が40%以上の議会も30%以上40%未満の議会も埼玉県の方が高い比率となっている。ただし、いずれも2017年と比較すると、女性議員の比率が上がっている。

●女性議員の比率による市町村の割合の比較(首都圏)



(注)2024年12月31日現在
資料:内閣府「市区町村女性参画状況見える化マップ」をもとに作成

法律に則った取組

①仕事と生活の調和についての環境整備

「政治分野における男女共同参画推進法」の趣旨のひとつとして、議員が公職活動と家庭活動を両立していけるような環境を整備することがあげられる。内閣府男女共同参画局では毎年度、地方議会における両立支援等に係る男女共同参画に関する取組や規定等について調査を実施している。

埼玉県内の市町村議会における仕事と生活の両立に関わる欠席規定の設定の有無についてみていくと、法律施行前の2017年に出産を欠席事由とする規定があった市町村議会数は63市町村中56市町村で、大多数の市町村議会に規定はあったが全てではなかった。2024年現在は63市町村すべてに規定が定められている。

そのほか、配偶者の出産を欠席事由とする規定は2017年時点では2市のみだったが、2024年時点では59市町村に、育児を事由とする規定も2017年時には4市だったのが、2024年時点では59市町村になるなど、明らかに議員活動と家庭生活の両立を支援する方向に変化していることがうかがえる。

●仕事と生活の調和について欠席規定がある市町村議会数の推移(埼玉県)

事由	明文規定あり	
	2017年	2024年
(本人の)出産	56	63
配偶者の出産	2	59
育児	4	59
家族の看護	3	58
家族の介護	3	59
疾病	10	58
その他	1	44

資料:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

②委員会へのオンライン出席

そのほか、委員会等のオンライン開催等も両立を支援する環境整備に入るといえる。

総務省は2020年4月に、条例や会議規則等に改正等の措置を講じ、「オンライン出席」により委員会を開催することは差し支えない旨を通知した。新型コロナウイルス感染まん延防止措置を講じる必要性があったためである。

総務省による調査「地方議会における委員会のオンライン出席の状況」(2024年1月1日現在)によると、都道府県も含めた全地方公共団体1,788のうち、委員会のオンライン出席が可能となる条例等を改正したのは383自治体で、全地方公共団体の21.4%を占めている。

実際に議員が委員会にオンライン出席した地方公共団体は、都道府県では埼玉県も含む12都府県、市区町村は全国で117自治体、そのうち埼玉県内市町村はさいたま市、草加市、三芳町の3市町であった。それぞれの議会における女性議員の比率は、さいたま市26.7%、草加市18.5%、三芳町53.3%(2024年12月31日現在)で、半数以上の三芳町を除くとそれほど比率が高いわけではない。

なお、本会議へのオンライン会議参加を可能とするには地方自治法等による制約があり、現段階では

難しい。

③ハラスメント防止

ハラスメント対策については、ハラスメント防止のための議員向け研修会を開催している自治体も多く、埼玉県内では25自治体が開催している。また、内閣府男女共同参画局では自治体向けに政治分野におけるハラスメントの防止のための研修教材を公開している。

ハラスメント防止のための規定については、政治倫理条例で議員のハラスメントを防止するよう規定している自治体もあるが、ハラスメントの防止に関する単独条例を定めている自治体も増えてきた。

ちなみに埼玉県内の市町では、下記のようなハラスメント防止条例が制定されている。

●埼玉県内における市町村議会関連のハラスメント防止条例

市町名	条例名	施行日
川越市	川越市議会ハラスメント根絶条例	2019年3月7日
東松山市	東松山市議会ハラスメント防止条例	2020年12月24日
寄居町	寄居町議会ハラスメント防止条例	2024年12月3日
宮代町	宮代町議会ハラスメント根絶条例	2024年12月12日
越生町	越生町のハラスメントの防止に関する条例	2025年6月3日

ただし、これらの条例は議員や首長から職員へのハラスメントを防止する内容である。2025年7月現在、全国では約120の地方公共団体においてハラスメント防止に関する条例が制定されているが((一財)地方自治研究機構調べ)、ほとんどが首長や議員等のハラスメントを防ぐ内容となっている。

「政治分野における男女共同参画推進法」の趣旨に則るとするならば、議員を同僚議員や有権者のハラスメントから守る規定や仕組みが必要である。その趣旨を反映した条例の制定は埼玉県内にはまだない。全国的にみると、福岡県の「福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例」、大阪府の「大阪府内の地方議会における府民の政治参画の推進

に関する条例」などは議員や立候補予定者もハラスメントから保護すべき対象に含めている。

しかしながら、このような例は全国でもあまり多くなく、議員や立候補者をハラスメントから守る仕組みづくりは道半ばというところである。

④その他

そのほか、内閣府男女共同参画局が女性議員が増加している地方公共団体を対象に2023年に実施した調査「地方の政治分野における男女共同参画のための取組」によると、女性議員が活動しやすい環境整備の一環として、通称(旧姓)使用の規定を設けている自治体が多かった。また、政策決定過程に関わる女性を養成するためのセミナーや講座開催をはじめとする人材育成に取り組んでいる事例も多くあげられていた。

おわりに

ここまで市区町村議会における女性議員の比率や政治活動と家庭活動を両立できるような環境の整備状況、ハラスメント防止のための取組等についてみてきたが、必ずしも積極的にそのような取組を行ってきた自治体において女性の議員が多いというわけではなかった。

今年6月に内閣府が公表した「女性の政治参画の障壁等に関する調査研究報告書」(2024年度調査)によると、地方議員で自身や家族が嫌がらせを受けたと回答した女性は53.8%おり、男性の2倍以上の割合であるなど、女性議員を取り巻く環境にはまだまだ改善の余地がある。

少子化が進み、男女を問わず議員のなり手が少なくなりつつある現在、地域に貢献する意欲のある議員や候補者の活動を阻む要因は一刻も早く是正されるべきである。

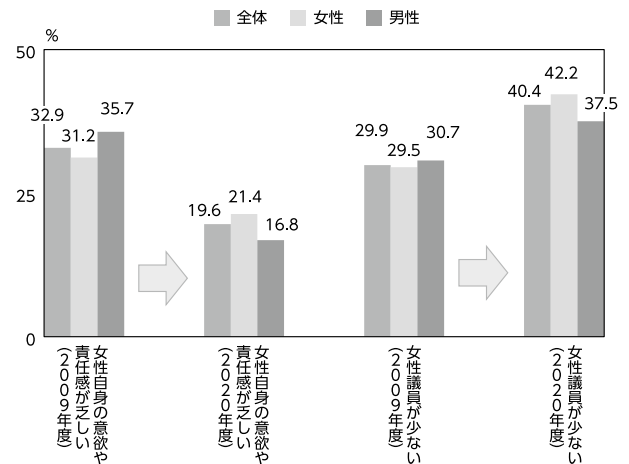
一方で、今後の見込みに希望が感じられる状況もみられる。

埼玉県の市町村議会議員に占める女性比率の平均値は26.3%(2024年12月31日現在)で、この数値

は東京都に次いで全国で2番目の高さである。議会に女性の議員が40%以上を占める自治体は、2017年には県内では1市のみであったが、2024年には7市町にのぼるようになっている。

こうした変化の裏には、社会の意識の変化も一役買っていることもうかがえる。

●女性の意見や考え方が反映されていない理由についての意識の変化(埼玉県)



資料:埼玉県「男女共同参画に関する意識実態調査」

埼玉県が実施している「男女共同参画に関する意識実態調査」によると、女性の意見や考え方が施策等に反映されていない理由として、「女性自身の意欲や責任感が乏しい」と考える人が2009年度調査では32.9%と多かったが、2020年度調査では19.6%にまで減少している。一方、その理由を「女性議員が少ない」ことにあると考える人は、2009年度調査の29.9%から2020年度調査では40.4%にまで増加している。

これまで見てきたように、5~10年と時を経ると社会の意識も制度も変化する可能性は大いにある。女性が政治に参画するための環境整備は道半ばでも、着実に進んでいくことに期待したい。

中堅企業支援の動向

主席研究員 宇田 昭広

はじめに

2024年に政府は、産業競争力強化法を改正し、中小企業者を除く従業員2,000人以下の企業を中堅企業者(以下、「中堅企業」と言う。)と定義した(表1)。今まで、大企業と中小企業の間存在的な存在として中堅企業という言葉は一般的に使われていたが、これにより法律上、中堅企業が明確に定義され、政府は中堅企業に対する施策が展開できるようになった。中堅企業が利用可能な施策をとりまとめた「中堅企業成長促進パッケージ」を策定するなど、2024年を「中堅企業元年」として、政府は中堅企業支援に力を入れ始めた。そして2025年2月に政府が策定した「中堅企業成長ビジョン」において、中堅企業政策における目標を設定し、中堅企業への支援を加速させている。本稿では、動き出した中堅企業支援について、政府や先進的な自治体の動きを調査し、その動向について確認していきたい。

(表1) 中小企業、中堅企業、大企業の定義

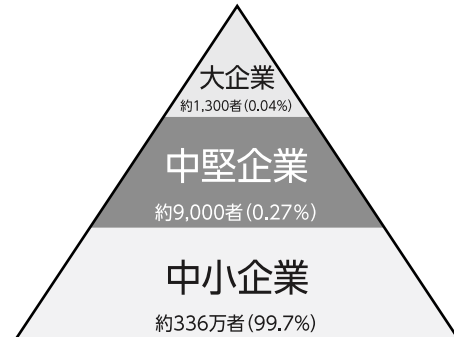
中小企業、中堅企業、大企業の定義				
	業種	資本金	従業員数	その他
中小企業	①製造業その他	3億円以下	300人以下	資本金、従業員数のいずれかを満たす
	②卸売業	1億円以下	100人以下	
	③サービス業	5千万円以下	100人以下	
	④小売業	5千万円以下	50人以下	
中堅企業	-	-	2,000人以下	中小企業者除く
大企業	-	-	2,000人超	中小企業者除く

資料:経済産業省の中堅企業支援施策資料を基に作成

なぜ中堅企業支援に焦点を当てるのか

政府はなぜ中堅企業をターゲットとした支援策を展開し始めたのだろうか。政府の試算によると、全国に中堅企業は約9,000者で、企業数の割合としては0.27%とわずかである(図1)。しかしながら、中堅企業の国内売上高、国内投資額、従業者数、給与総額の増加率は大企業を上回っていることに加え(表

(図1) 日本の企業規模の構造



資料:経済産業省の中堅企業支援施策資料を基に作成

2)、大都市圏(東京都、愛知県、大阪府)以外に立地している割合が、大企業の31%に対し中堅企業は41%と高いなど、中堅企業の地域経済への貢献度は高く、地域経済の牽引役となっている。それにもかかわらず、企業規模が拡大し中小企業の定義から外れてしまうと、補助金等の中小企業支援策が利用できなくなるなど、必ずしも中堅企業に対する支援に十分な目配りがされてはこなかった。実際に中堅企業から大企業へと成長する企業の割合は国際的に低い(図2)。その反省もあり、地域経済の牽引役であるにも関わらず、今まで注力されてこなかった中堅企業への支援に焦点が当てられるようになった。

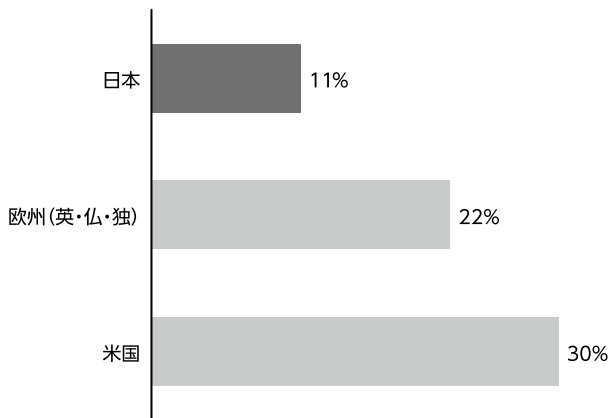
(表2) 2021年度対2011年度の増加額(数)・増加率

	国内売上高		国内投資額	
	増加額	増加率	増加額	増加率
中小企業	14.7兆円	+12.9%	1.3兆円	+56.8%
中堅企業	18.9兆円	+10.7%	1.5兆円	+37.5%
大企業	3.9兆円	+1.4%	0.7兆円	+7.3%

	従業者数		給与総額	
	増加数	増加率	増加額	増加率
中小企業	46.4万人	+15.1%	2.4兆円	+20.1%
中堅企業	52.3万人	+17.1%	2.5兆円	+18.0%
大企業	50.4万人	+9.6%	2.8兆円	+12.3%

資料:経済産業省の中堅企業支援施策資料を基に作成

(図2) 中堅企業から大企業へと従業員規模が成長した企業の割合(2021年度、2011年度対比)



資料: 経済産業省の中堅企業支援施策資料を基に作成

(表3) 中堅企業成長ビジョン「3つのポテンシャル」

①成長余力	大企業には劣るものの、資金、人材、技術、信用、ネットワーク等の経営資源を有している強みがあり、更なる投資により、中堅企業は他の市場や地域、製品・分野に広げていく成長余力を有していること
②変化余力	中堅企業の多くは経営者の強いオーナーシップがあり、現場と経営が近く、市場の変化を敏感に察知し、経営方針の転換を図ることができ、短期・中長期双方の事業環境変化に対し、小回りを利かせて柔軟に対応する力を有していること
③社会貢献余力	中堅企業は取引先や業界、地域等、幅広い主体との深いリレーションがあり、社会貢献活動を通じてブランド力を高めることで、事業活動の継続・強化に還元することができること

資料: 「中堅企業成長ビジョン」を要約

中堅企業の特徴と政府目標

次に、中堅企業はどのような特徴があるのかを確認したい。千葉大学大学院社会科学研究院教授で、中堅企業研究を行っている清水馨氏は、著書「中堅企業の質的成長 240社の社長インタビュー調査から」(2024年刊、中央経済社)において、「中堅企業は大企業では扱えない小さい需要を高度な技術を以って満たし、中小企業では扱えない大きな需要を高度な技術と供給力を以て満たしている。」「経営資源の相対的に乏しい中堅企業が、相対的に恵まれた大企業と間接的、潜在的、直接的に競争し、大企業と同等かそれ以上の製品・サービスを提供している。同時に、より経営資源の乏しい中小企業からの挑戦を退けている。」と述べている。中堅企業は中間的存在ゆえに、大企業、中小企業双方の特徴を兼ね備えながら、それらを上手に駆使し、成長してきた、あるいは市場で生き残ってきた存在と言える。

また、中堅企業成長ビジョンでは、中堅企業を「中小企業の規模を超え、成長とともに経営の高度化や商圏の拡大・事業の多角化といったビジネスの発展が見られる段階の企業群であり、成長型経済への移行を牽引する主体として、以下の3つのポテンシャルを有している」としてその特徴を捉えている。この「以下の3つのポテンシャル」とは、①成長余力、②変化余力、③社会貢献余力である(表3)。

また、中堅企業成長ビジョンでは、中堅企業の役割について述べており、中堅企業がこの3つのポテンシャルを最大限に発揮することで、地域経済の牽引役として、(1) 更なる国内投資拡大、(2) 良質な雇用の担い手、(3) 幅広い波及効果の創出の3つの役割を果たすことが期待されるとしている(表4)。

(表4) 中堅企業成長ビジョン「3つの役割」

(1)更なる国内投資拡大	中堅企業は過去10年で、大企業よりも国内での事業・投資を拡大させてきたとのデータより、今後も、日本国内で、大胆な設備投資・研究開発投資・人材投資等に取り組むことが期待される
(2)良質な雇用の担い手	中堅企業は過去10年で、従業員数・給与総額の伸び率が大企業を上回り、賃上げに貢献してきたことより、今後も、大胆な賃上げやM&Aによる円滑な労働移動が期待される
(3)幅広い波及効果の創出	中堅企業は高い取引シェアを持ち、中小企業等の取引先への幅広い波及効果をもたらす、地域経済の牽引や価格転嫁の取組をリードすることが期待される

資料: 「中堅企業成長ビジョン」を要約

政府は、この「3つのポテンシャル」、「3つの役割」という切り口で中堅企業支援の意義を説明している。そして、中堅企業成長ビジョンの中で「中堅企業が実質年率4%以上の成長(付加価値の増加)を実現することを2030年以降の目標(KGI:重要目標達成指標)として掲げているが、実質年率4%以上というのは、同期間における日本全体の経済成長目標の4倍に相当するものであり、いかに政府の中堅企業支援に対する期待値が高いのか理解することができる。

政府による中堅企業支援策

それでは政府の主な中堅企業支援策についてみていきたい。政府が2025年2月に新たに策定した「中堅企業成長促進パッケージ2025」では、13府省庁・全155件、総額1.4兆円の施策が掲載されている。これらの施策は、中堅企業支援に特化したものや中堅企業を新たに対象としたものだけではなく、元々企業規模を問わず利用することができたものも多く含まれている。本パッケージでは、「資金調達・設備投資」、「人材確保」、「M&A、専門家活用」、「イノベーション」、「海外展開」、「GX・DX」を重点6本柱とし、各施策がそれぞれ分類され、体系的に示されている。このうち代表的な支援策についてみていく。

①大規模成長投資補助金

大規模成長投資補助金は、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方における持続的な賃上げを実現することを目的に、10億円以上の投資に対し、最大50億円補助（補助率1/3以下）する補助金である。補助額の大きさや3,000億円という予算規模から、代表的な中堅企業支援策のひとつであると言える。

②地域の中堅・中核企業支援プラットフォーム

地域の中堅・中核企業支援プラットフォームは、地域ごとに、中堅・中核企業と支援機関をつなぐ支援プラットフォームを構築し、支援ニーズの把握、ネットワーク、マッチング支援、重点支援企業へのハンズオン支援を行うもので、2024年度にはプラットフォームが全国21拠点に設置され、地域経済を牽引する中堅企業が支援を受けている。この事業の特徴として、全国一律のプラットフォームが提供されるのではなく、地域ごとに関係省庁や自治体、地域金融機関等で構成される「中堅企業等地域円卓会議」が開催され、地域の特性を活かした支援体制を構築している点が挙げられる。また、「中堅企業成長促進パッケージ2025」には、中堅企業だけではなく、中小企業や大企業も利用することができる支援策が多く掲載されているが、この事業は中堅企業に特化した

支援策となっている。

他にも、中堅・中小企業のM&Aを促進する「中堅・中小グループ化税制」や、企業の賃上げを促す「賃上げ促進税制」などが中堅企業支援策として「中堅企業成長促進パッケージ2025」に掲載されている。

2025年6月に閣議決定された2025年度の「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針）では、「賃上げこそが成長戦略の要」であるとして、経済政策において企業の賃上げに重点が置かれた方針が示されている。大規模成長投資補助金や賃上げ促進税制のように一部の中堅企業支援策では、賃上げが要件であったり、賃上げした企業に優遇枠を設けており、賃上げを実現するための具体的な施策として中堅企業支援が利用されていることが、政府による中堅企業支援策の特徴のひとつとも言えよう。

自治体による中堅企業支援策

次に自治体による中堅企業支援についてみていきたい。47都道府県および20政令指定都市を対象として、2025年度当初予算を中心としたWeb調査や自治体へのヒアリングにより、中堅企業に関する施策がないかを調査した。その結果、まだ少ないものの、中堅企業を対象とした事業を実施している自治体が見つかった。自治体が行う中堅企業施策の一部を紹介していく。

①愛知県

愛知県では、2025年度の新規事業「モノづくり企業新規事業創出プログラム」で、県内中堅・中小企業に対し、自社のコア技術を活かした新規事業の創出を支援している。本事業では、コーディネーターによる伴走支援を行い、新規事業計画の策定と計画の実行を支援するもので、進捗次第でスタートアップ企業等の外部連携や試作品の開発支援までを行うものとなっている。他には、2025年度に中堅企業の区分が設けられ、補助率・補助限度額が見直された「新あいち創造研究開発補助金」では、成長が期待される分野における企業の研究開発や実証実験を支援する事業が行われている。

②栃木県

栃木県では、県内中堅・中小企業のイノベーション創出により課題解決を目指す「イノベーションエコシステムプロジェクト支援事業」を実施している。大学や他企業等と連携し、成長産業分野における新技術・新サービス・新製品の開発にかかる経費の一部を補助したり、革新的な技術・アイデアを有するスタートアップ等とのマッチング支援を行っている。

③さいたま市

さいたま市(さいたま市の外郭団体で、市の産業振興を担っているさいたま市産業創造財団の事業を含む)では、既存の補助金をうまく活用した中堅企業支援を行っている。DXや海外進出、人材活用などの分野において、2025年度より、中小企業を対象としていた補助金を中堅企業も利用できるように対象を拡大したり、中小企業と大企業の2区分で補助率を設定していた補助金について新たに中堅企業の区分を設けて補助率の引き上げを行うなど、中堅企業に対する支援が行われている(表5)。補助金以外では、中堅・中小企業を対象とした新規事業開発に関するセミナーの開催や、独創性・革新性に優れた技術を持つ市内の研究開発型ものづくり企業を認証する「さいたま市リーディングエッジ企業認証支援事業」において、認証企業の課題やニーズに応じたオーダーメイド型の支援を2008年度から実施している。「さいたま市リーディングエッジ企業認証支援事業」による認証企業は32社(2025年7月時点)となり、認証企業の中には中小企業だけでなく中堅企業や大企業に分類される企業もあるなど企業規模に関係なく支援が行われている。

自治体における中堅企業支援は、一部の自治体が先行して行っている状況であるが、その先進自治体における中堅企業支援をみると、中堅企業に特化した支援というより、中堅企業と中小企業の両方が利用することができたり、あるいは元々中小企業支援であったものを中堅企業が利用できるように拡充したもののなどがある。中小企業が成長し中堅企業となることで、中小企業向け支援策が利用できなくなるジレンマに対し、中堅企業となった後でも引き続き補助金など

(表5) さいたま市における中堅企業支援策(一部)

2025年度以降、中堅企業が利用可能な補助金	分野
さいたま市DX推進補助金	DX
デジタル技術活用新ビジネス・新サービス開発補助金	DX
グローバル顧客価値向上補助金	海外進出
さいたま市副業人材活用推進補助金	人材活用
事業価値向上のための製品・サービス・技術開発改良支援補助金	イノベーション

が利用できるように中堅企業にも支援対象を広げていることが、自治体による中堅企業施策の特徴のひとつと言えよう。

最後に

2024年度の実質賃金は前年度比▲0.5%と3年連続でのマイナスとなり、物価の上昇に賃金の伸びが追い付かない状況が続いている。そのような中、政府は企業の賃上げを推進するため、賃上げや雇用の面で地域経済を牽引している中堅企業支援に乗り出し、いくつかの自治体も独自に中堅企業支援を行い始めた。今後、より効果的・効率的な中堅企業支援に向け、政府が得意とするような大規模な補助金や税制優遇、広域的な連携などは政府が行い、自治体が得意とするような伴走型支援や地域内企業とのマッチングなどは自治体が行うなど、政府と自治体の「支援の役割分担」が重要となってくる。そのためには、政府と自治体が連携し、支援に無駄な重複や穴がないようにすることが必要となる。実際に、先述した地域の中堅・中核企業支援プラットフォーム事業では、政府と自治体が連携する仕組みとなっており、両者の連携という面においてもうまく機能することが望まれる。政府と自治体が一丸となり中堅企業支援策が展開されることにより、地域経済の活性化が図られ、日本経済の復活へと繋がることに期待したい。

日本の医療費の現状

研究主幹 棚沢 英明

はじめに

2025年春、衆議院予算委員会において「高額療養費制度」の見直しが大きな話題となった。野党や一部与党からの異論もあり、また患者団体等からの反発も強まり一旦全面凍結となったが、改めて方針を検討し決定することとなった。

そこで、高額療養費制度も含めた日本の医療費の現状について考えてみたい。

日本の医療制度

日本では、すべての国民に「公的医療保険」への加入が義務付けられており、以下の4つの特徴を持つ「国民皆保険制度」を採用している。

- ①国民全員を公的医療保険で保障
- ②医療機関を自由に選べる(フリーアクセス)
- ③安い医療費で高度な医療を受けられる
- ④社会保険方式を基本としつつ、皆保険を維持するため、公費を投入

公的医療保険制度とは、病気やけがで医療機関を受診した際、医療費の一部を公的な機関が負担してくれる制度のことである。

また、公的医療保険制度は、被用者保険(主に会社員や公務員などの被用者とその扶養家族を対象とした健康保険:組合健保、協会けんぽ、船員保険、共済組合)、国民健康保険(自営業者や年金生活者、学生、農林水産業に従事する人など)、後期高齢者医療制度(原則75歳以上の方が対象)に分類され、各保険者の状況は下記の表の通りである。

国民医療費の動向

(1) 国民医療費の推移

国民医療費とは、当該年度内の医療機関等における保険診療の対象となり得る傷病の治療に要した費用を集計したもので、医科診療や歯科診療にかかる診療費、薬局調剤医療費、入院時食事・生活医療費、訪問看護医療費等が含まれる。(正常な妊娠・分娩費用や健康診断、予防接種等は含まれない。)

●各保険者の比較

	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者医療制度
保険者数 (令和5年3月末)	1,716	1	1,383	85	47
加入者数 (令和5年3月末)	2,413万人 (1,636万世帯)	3,944万人 {被保険者:2,480万人} {被扶養者:1,464万人}	2,820万人 {被保険者:1,655万人} {被扶養者:1,165万人}	982万人 {被保険者:574万人} {被扶養者:409万人}	1,913万人
加入者平均年齢 (令和4年度9月末)	54.2歳	38.9歳	35.9歳	33.1歳	82.8歳
65~74歳の割合 (令和4年度)	44.6%	8.2%	3.5%	2.4%	1.4%(※1)
加入者1人当たり 医療費(令和4年度)	40.6万円	20.4万円	18.4万円	18.5万円	95.6万円
加入者1人当たり 平均所得(※2)(令和4年度)	96万円 (1世帯当たり143万円)	175万円 (1世帯当たり(※3)279万円)	245万円 (1世帯当たり(※3)418万円)	246万円 (1世帯当たり(※3)430万円)	93万円
加入者1人当たり 平均保険料 (令和4年度)(※4) ()は事業主負担込	9.1万円 (1世帯当たり13.6万円)	12.5万円(25.1万円) {被保険者1人当たり {20.0万円(39.9万円)}	13.9万円(30.4万円) {被保険者1人当たり {23.7万円(51.9万円)}	14.4万円(28.7万円) {被保険者1人当たり {25.3万円(50.5万円)}	7.9万円
保険料負担率	9.5%	7.2%	5.7%	5.8%	8.6%
公費負担	給付費等の50% +保険料軽減等	給付費等の16.4%	後期高齢者支援金等の 負担が重い保険者等への補助		給付費等の50% +保険料軽減等
公費負担額(※5) (令和6年度予算ベース)	4兆1,353億円 (国2兆9,819億円)	1兆1,344億円 (全額国費)	1,253億円 (全額国費)		9兆3,232億円 (国5兆9,227億円)

(※1) 一定の障害の状態にある旨の広域連合の認定を受けた者の割合

(※2) 市町村国保及び後期高齢者医療制度については、「総所得金額(収入総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」に「雑損失の繰越控除額」と「分離課税所得金額」を加えたものを加入者数で除したものである。(市町村国保は「国民健康保険実態調査」、後期高齢者医療制度は「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」のそれぞれの前年所得を使用している。)協会けんぽ、組合健保、共済組合については、「標準報酬総額」から「給与所得控除に相当する額」を除いたものを、年度平均加入者数で除した参考値である(令和4年度税制に基づき算出)。

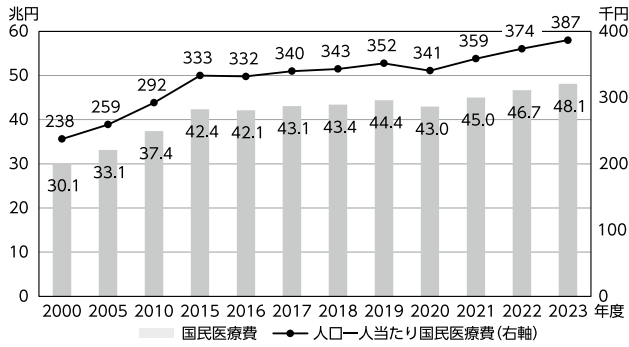
(※3) 被保険者一人当たりの金額を指す。

(※4) 加入者一人当たり保険料額は、市町村国保・後期高齢者医療制度は現年分保険料調定額、被用者保険は決算における保険料額を基に推計。保険料額に介護分は含まない。

(※5) 介護納付金、特定健診・特定保健指導等に対する負担金・補助金は含まれていない。

資料:厚生労働省HP(我が国の医療保険について)

●国民医療費の推移



資料:厚生労働省「国民医療費の概況」(令和5年度)
 (注)平成12年4月から介護保険制度が施行されたことに伴い、従来国民医療費の対象となっていた費用のうち介護保険の費用に移行したものがあがるが、これらは平成12年度以降、国民医療費に含まれていない。

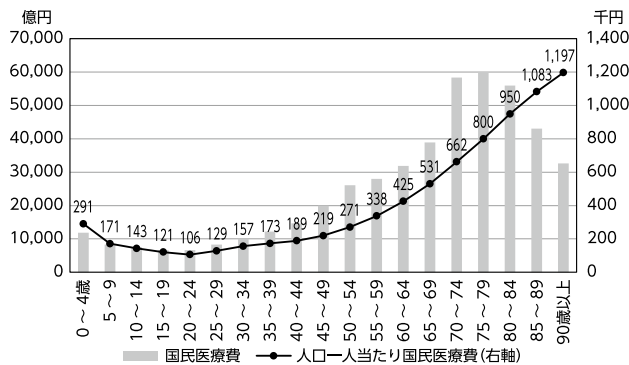
国民医療費は高齢者の増加や医療の高度化に伴い基本的に増加傾向にある。2000年度に30.1兆円であった国民医療費は2023年度には48.1兆円と約1.6倍に、1人当たり医療費も238千円から387千円と約1.6倍に増加しており、高齢化の進展により、今後さらに増加していくことが見込まれている。

また、診療行為の価格は公定価格である診療報酬(原則2年に1度改定、1点=10円)により決まっており、医療費は診療報酬の改定による影響を大きく受ける。診療報酬が下がれば自己負担も軽減され医療費全体を削減することができる一方、医療機関にとっては診療報酬の改定は経営を左右する大きな問題となる。人件費や医療資材等の高騰により、医療機関の経営は厳しい環境にあることもあり、国としては両者の整合性を保つことが重要な政策となっている。

(2) 年齢階層別医療費

医療費を年齢階層別(5歳階級)に見ると、20歳

●年齢階層別国民医療費



資料:厚生労働省「国民医療費の概況」(令和5年度)

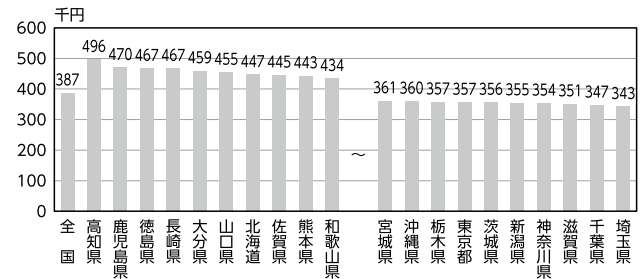
代前半が最も低く106千円、年齢が高くなる程高額となり、60歳代後半で50万円を超え、85歳以上になると百万円を超える。75歳以上の後期高齢者は原則自己負担1割であり、公費や現役世代からの支援金への依存が課題となっている。

(3) 医療費の地域差

医療費の地域差の要因としては人口の年齢構成や病床数等医療提供体制、受診行動、住民の生活習慣などが指摘されている。

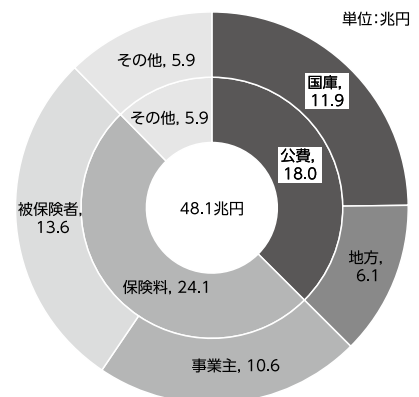
人口1人当たり医療費を都道府県別に見ると、埼玉県は約343千円(2023年度)で最も低くなっているが、年齢調整後では約344千円で9番目(2022年度)である。年齢調整後最も高いのは佐賀県の約429千円、最も低いのは新潟県の約319千円で1.34倍の差があり、全体的には北海道や西日本が高い傾向にある。

●人口一人当たり国民医療費



資料:厚生労働省「国民医療費の概況」(令和5年度)

(4) 国民医療費の財源構成



資料:厚生労働省「国民医療費の概況」(令和5年度)

医療費を財源別に見ると、公費が18兆円(国庫11.9兆円、地方6.1兆円)で全体の37.5%、保険料が24.1兆円で50.2%(うち被保険者13.6兆円:28.2%)等となっている。

高齢者医療制度

国民皆保険制度は国保と被用者保険の二本立てにより実現しているが、所得が高く医療費の低い現役世代は被用者保険に多く加入している一方、退職して所得が下がり医療費が高くなる高齢期になると国保に加入するといった構造的な課題がある。

そのため、高齢者医療を社会全体で支えるといった観点からの制度となっている。

【高齢者の窓口負担割合】

	一般所得者等	一定以上所得者	現役並み所得者
75歳以上	1割負担	2割負担 ^{*1}	3割負担 ^{*2}
70歳以上	2割負担		
70歳未満	3割負担		

資料:厚生労働省HP(高齢者医療制度)

*1:課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円以上の人(単身世帯を前提)

*2:課税所得が145万円以上の人(単身世帯を前提)

(1) 後期高齢者医療制度

75歳以上の後期高齢者の窓口負担割合は原則1割だが、一定の所得がある人は2割負担、現役並みの所得がある人は3割負担となっている。

一方、医療費の約9割は現役世代の支援金と公費で賄われ、うち公費が約5割、支援金が約4割、高齢者保険料が約1割となっている。

患者負担	公費約5割(国:都道府県:市町村=4:1:1)	
	高齢者保険料 約1割	後期高齢者支援金 (若年者の保険料)約4割

資料:厚生労働省HP(我が国の医療保険について)

(2) 前期高齢者に係る財政調整

前期高齢者(65歳から75歳未満の人)については、後期高齢者医療制度のように独立した制度ではなく、制度間の医療費負担の不均衡の財政調整を行なう仕組みとなっている。前期高齢者の多い国民健康保険の財政支援のため、若年者の多い健康保険組合などの被用者保険が「前期高齢者納付金」という形で負担している。

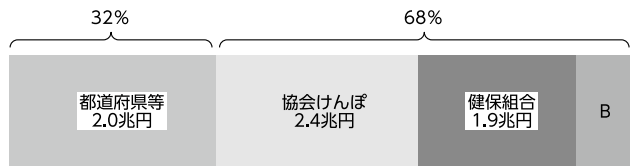
【調整前】



A:健保組合:0.3兆円・B:共済:0.07兆円

前期高齢者の加入率に応じて負担

【調整後】



B:共済:0.5兆円

資料:厚生労働省(数値は令和6年度予算ベース)

高額療養費制度

高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った額が、ひと月(月初めから終わりまで)で上限を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度である。上限額は年齢(70歳以上と69歳以下)や所得によって異なる内容となっている。

【69歳以下の場合(概略)】

所得区分	月単位の上限額
ア 年収約1,160万円～	252,600+(医療費-842千円)×1% <多数回該当 140,100円>
イ 年収約770万円～約1,160万円	167,400+(医療費-558千円)×1% <多数回該当 93,000円>
ウ 年収約370万円～約770万円	80,100+(医療費-267千円)×1% <多数回該当 44,400円>
エ ～年収約370万円	57,600円 <多数回該当 44,400円>
オ 住民税非課税世帯	35,400円 <多数回該当 24,600円>

資料:厚生労働省HP(高額療養費制度について)

例) 該当区分(ウ) 医療費100万円の場合

本来3割負担で、自己負担30万円だが、高額療養費制度により80,100+(1,000千円-267千円)×1%=87,430円となる。

この制度には、世帯合算や多数回該当といった、負担をさらに軽減する仕組みがあるが、見直し案で特に問題となったのが多数回該当についてである。

【多数回該当】

過去12カ月以内に3回以上上限額に達した場合は、

4回目から「多数回」となり、上限額が下がる制度である。

適用区分(ウ)、医療費が100万円の場合、自己負担は87,430円であるが、多数回該当になった場合、4回目からは44,400円に軽減されることになる。

高額療養費制度見直しの内容（一旦見送り）

厚生労働省が示した高額療養費制度の見直し理由としては、高齢化や高額薬剤の普及等により、その総額は年々増加しており、結果として現役世代を中心とした保険料が増加してきたため、セーフティネットとしての高額療養費制度を維持しつつ、全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図るというものであった。

2025年8月から2027年8月にかけて、所得区分の細分化や自己負担限度額を見直す内容となっており、2027年8月からの見直し案は以下の内容となっていた。

【69歳以下の場合(概略)】

所得区分(年収換算)	月単位の上限額
ア 約1,650万円～	444,300+(医療費-1,481千円)×1% <246,600円>
イ 約1,410～約1,650万円	360,300+(医療費-1,201千円)×1% <199,800円>
ウ 約1,160～約1,410万円	290,400+(医療費-968千円)×1% <161,100円>
エ 約1,040～約1,160万円	252,300+(医療費-841千円)×1% <140,100円>
オ 約950～約1,040万円	220,500+(医療費-735千円)×1% <122,400円>
カ 約770～約950万円	188,400+(医療費-628千円)×1% <104,700円>
キ 約650～約770万円	138,600+(医療費-462千円)×1% <76,800円>
ク 約510～約650万円	113,400+(医療費-378千円)×1% <63,000円>
ケ 約370～約510万円	88,200+(医療費-294千円)×1% <48,900円>
コ 約260～約370万円	79,200円 <48,300円>
サ 約200～約260万円	69,900円 <47,400円>
シ ～約200万円	60,600円 <46,500円>
ス 住民税非課税世帯	36,300円 <25,200円>

〈 〉は多数回該当
資料:厚生労働省HP(高額療養費制度の見直しについて)

見直し前の所得区分(ア～エ)それぞれが3区分に細分化された結果、特にそれぞれの上位区分に該当する人の負担が増加するものであった。

前例の医療費が100万円のケースでは、所得が700万円の人は上限額が87,430円から143,980円と、約57千円増加することになるほか、上限額の引き上げに伴い、これまで多数回該当に適合していた人の中には該当しなくなる人が生まれ、負担が大きく増加する可能性があることが問題視された。

例えば、従来所得区分(ウ:年収700万円)の人の医療費が40万円の場合、これまでであれば自己負担(3割)12万円に対し上限額は81,430円となる。しかし見直し後は上限額に達しないため、自己負担は12万円のままとするだけでなく、多数回該当にもならないため、医療費の負担が大幅に増加することが懸念されたのである。

まとめ

高額療養費制度の見直しにより、改めて医療費の現状がクローズアップされることとなったが、高齢者の増加に加え、医療の高度化や高額医薬品の開発などにより、今後も医療費は間違いなく増加することが見込まれる。

誰もが安心して医療サービスを楽しむことは重要であるが、少子化により現役世代の負担も限界であり、健保組合の財政悪化(令和6年度決算(見込み)の経常収支は、1,378組合の内660組合(47.9%)が赤字:健康保険組合連合会集計結果)も大きな課題となる中、このままでは現在の制度を維持することが難しくなると考えられる。

これまでも医療制度改革は行われてきており、今後も受益と負担のバランスについての見直しは避けられないと思われるが、改革に当たっては、関係者に対する丁寧な説明と慎重な検討が必要である。

全世代型社会保障改革に基づき、医療制度を始め年金や介護など、安心して生活できる、持続可能な社会保障制度が構築されることに期待したい。

埼玉県における新規就農者の現状について

主席研究員 大原 健二

はじめに

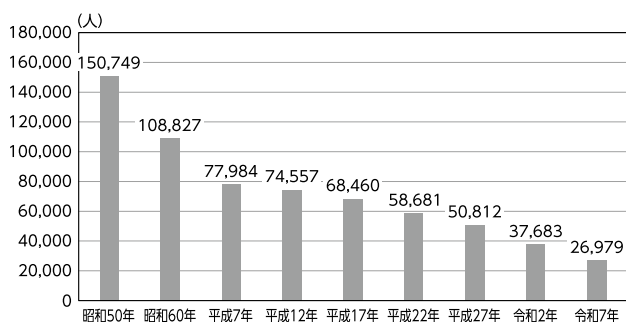
一昨年夏頃から表面化した米の価格高騰と品薄は「令和の米騒動」と騒がれ、政府が備蓄米を放出した後も、新米価格については高値が継続している。「令和の米騒動」の短期的な要因としては、米の需給に関する農林水産省の判断ミス、猛暑による不作、生産コストの高騰等があげられているが、長期的な要因としては、過去の減反政策や農家の高齢化と担い手不足による耕作放棄地の増加が大きく影響しているといわれている。

本稿では埼玉県内における新たな農業の担い手となる新規就農者の現状および、新規就農者を支援するための様々な施策について見ていきたい。

埼玉県の農業人口について

埼玉県は、大消費地である首都圏に位置するという地理的優位性を有し、新鮮な農産物を供給する都市近郊農業の重要な拠点としての役割を担っている。しかし、農業が全国的に直面している課題と同様に、埼玉県においても農業人口の減少と高齢化が深刻な問題として顕在化している。基幹的農業従事者数(ふだん仕事として、主に自営農業に従事している者)はいずれも長期的な減少傾向にあり、持続可能な農業体制を維持するためには、

【埼玉県 基幹的農業従事者数推移】



新たな担い手の確保が喫緊の課題となっている。

令和7年の農林水産省「農業センサス」によると、埼玉県の基幹的農業従事者のうち65歳以上が72.5%、65歳未満は27.5%となっており、全国平均と比較しても高齢者の割合は高くなっている。

【令和7年 基幹的農業従事者数】

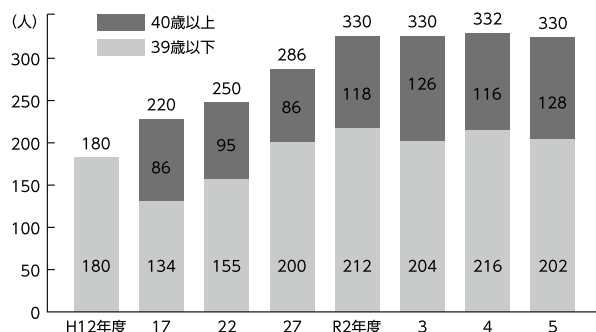
	基幹的農業従事者数	65歳以上	65歳未満
全国	1,021,192人	69.5%	30.5%
埼玉県	26,979人	72.5%	27.5%

資料:農林水産省「農業センサス」

新規就農者の現状について

埼玉県は、「埼玉県農林水産業振興基本計画(令和3年度～7年度)」において、新規就農者の育成を重点施策の一つとして明確に位置づけており、新規就農者数の目標としては、令和7年度までに年間330人の新規就農者を確保することを掲げている。

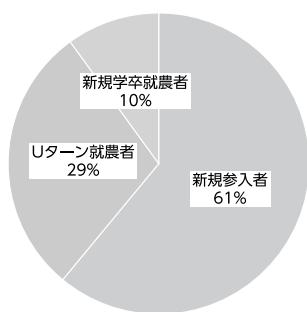
【新規就農者数の推移】



令和4年度の新規就農者は332人で、その内訳を見ると、新規学卒就農者(農家出身で高校、農業大学校、大学等を卒業後すぐに就農した者、及び卒業後研修し就農した者)が32人(10%)、Uターン就農者(農家出身で他産業に従事した後、農業に就いた者)が98人(29%)、新規参入者(農家以外の出身者で農業に就いた者)が202人(61%)と

なっており、近年は特に新規参加者が増加傾向にある。また、男女別では、男性が257人、女性が75人となっている。令和7年度の新規就農者目標を令和4年度で既に達成していることで、県の支援策が一定の成果を上げていることがわかる。また、非農家出身である「新規参加者」の増加は、就農が従来の「家業を継ぐ」という伝統的な方法ではなく、特に若い世代からは「新たなキャリア」として認識され始めた結果であると考えられる。

【令和4年度 新規就農者(332人)の内訳】

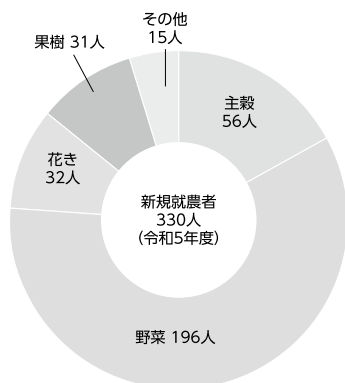


資料:埼玉県農林部農業支援課調べ

新規就農者を経営類型別で見ると、196人(59%)が野菜を作っており、現在話題となっている米(主穀)は56人(17%)に留まっている。米作りについては、収益面と多額の設備投資(トラクターや田植え機)が特に非農家出身の新規参加者にとっては大きな障壁となっている。

新規就農者の増加は、既存の農業に新たな視点をもたらす可能性を秘めており、地域コミュニティの活性化といった、より広範な社会的意義も有している。新規就農者の継続的な育成は、単に

【新規就農者の経営類型】



資料:埼玉県「2024年埼玉の食料・農林水産業・農山村」

労働力の補充に留まらず、埼玉県の農業が持続的に成長するための重要な施策の一つとなっている。

新規就農者に対する主な支援策

埼玉県は、新規就農者が抱える様々な課題(情報不足、技術習得、資金調達、農地確保、生活基盤)に対応するため、多岐にわたる支援策を体系的に展開している。令和4年4月に制定した「埼玉県新規就農育成方針」に基づいて、(1)就農意欲の喚起、(2)就農前の支援、(3)就農後の定着、経営発展に向けた支援と3段階でのサポート体制を構築している。

(1) 就農意欲の喚起

新規就農への第一歩として、埼玉県は様々な相談窓口と情報提供体制を整備している。「就農相談窓口」は、埼玉県農林部農業支援課、埼玉県農林公社、各農林振興センター、そして各市町村など、県内各地に設置されている。また就農支援イベントとして、「就農支援セミナー」、「休日就農相談会」がいずれも年間5回程度、定期的で開催されている。情報ツールとしては、「就農支援ガイド」が県のホームページに掲載されており、就農までの準備や就農後の手続きに関する体系的な情報を提供している。この多層的なサポート体制は、単に情報を提供するだけでなく、就農希望者の意欲を喚起し、具体的な就農計画を促す「ファーストステップ」としての役割を担っている。

(2) 就農前の支援

① 各種研修制度

技術習得と経営基盤確立のため、埼玉県は段階的かつ多様な研修制度を提供している。基礎的な研修としては、埼玉県農林公社が主催している「見沼田んぼ就農予備校」があり、ここでは農業の基礎的な知識や栽培技術が習得できる。また各市町村単位でも様々な農業に関する基礎研修を用意している。さらに本格的に新規就農を目指す人には「埼玉県農業大学校」がある。ここでは、生産から加工、流通、販売、消費までを網羅した総合的な

教育を通じて、農業や関連産業の担い手を育成している。近年の新規就農者の多くはこの農業大学の卒業生であり、新規で就農するためには農業大学校を卒業したレベルの知識や栽培技術が不可欠ともいわれている。

【埼玉県農業大学校 履修概要】

コース	学 科	定員	専 攻 等
2年課程	野菜学科	30名	施設栽培専攻と露地栽培専攻があり
	水田複合学科	5名	水稻、小麦、大豆の栽培及び経営管理
	花植木学科	15名	花き専攻と植木造園専攻があり
	酪農学科	5名	乳牛の飼養管理等、酪農に関する経営管理
1年課程	短期農業学科	35名	短期野菜専攻と有機野菜専攻があり

※年間授業料約12万円(入学金なし)

資料:「令和8年度埼玉県農業大学校学生募集要項」より

埼玉県において多数の新規就農者を輩出している県独自の研修制度としては「明日の農業担い手育成塾」がある。これは自立農業経営を目指す新規就農希望者に対して、就農希望地で確実に就農できるよう関係機関が一体となって、技術研修、農地の確保、資金相談等の支援を総合的に行う制度である。「明日の農業担い手育成塾」は「入門コース」、「自立実践コース」、「農業法人研修コース」の3コースがあり、平成22年度から設置された「自立実践コース」では、農業大学校卒業生や一定レベルの研修修了者を対象に県内で就農に向けた実践的な研修を行なっている。また、令和6年度からは農業法人等において農業技術や経営手法を学び、就農に必要な農地の取得や機械の導入又は施設の改修について支援を受けられる「農業法人研修コース」が新設された。

②資金支援制度

新規就農者が安定した経営を確立できるよう、埼玉県は国や市町村と連携し、多様な資金支援制

度を提供している。国の制度と県が連携して実施する「新規就農総合支援事業」には、以下の主要な資金支援制度がある。

「就農準備資金」：県が認める研修機関(埼玉県農業大学校、明日の農業担い手育成塾など)で研修を受ける新規就農希望者(49歳以下)に対し、年間150万円を最長2年間交付。

「経営開始資金」：次世代を担う農業者となることを目指し、新たに経営を開始する者(49歳以下)に対して、年間150万円を最長3年間交付。

「経営発展支援事業」：就農後の経営発展のため、認定新規就農者(49歳以下)の機械や施設等の導入を国とともに支援する制度(補助金対象事業費の上限1,000万円)

また、上記以外に独自で補助金を導入している市町村もある。上尾市では、農業経営に必要な経費(月5万円、最大12カ月)や農業用機械・施設導入(補助対象経費の2分の1、最大100万円)に対する補助金を提供しており、県の支援を受けられない50歳以上の新規就農者も対象とすることで、より広範な年齢層の担い手確保を目指している。加須市でも、市内農家等で実践的な研修を受ける新規就農希望者(64歳以下)に対して1ヵ月当たり3万円、最長3年間の就農研修奨励金を支給する制度があるほか、就農してから5年以内に農業用設備や農業用機械等を購入する場合にも、その費用の2分の1以内の額(上限100万円)を助成する制度がある。

(3) 就農後の定着、経営発展に向けた支援

埼玉県では、新規就農者の就農後の定着と経営発展を支援するため、以下の取り組みを行っている。

「技術・経営指導」：埼玉県内の8カ所の農林振興センターが、新規就農者に対し生産技術や経営力向上のための指導を継続的に実施。

「農地・資金支援」：埼玉県農林公社や市町村農業委員会と連携して農地中間管理事業などを通じた農地確保を支援。また各農林振興センターや県内JAでは、制度資金などの融資に関する相談を受け

付けている。

「**販路開拓支援**」：県内JAで、農協出荷や直売所などでの販路確保・開拓をサポート。

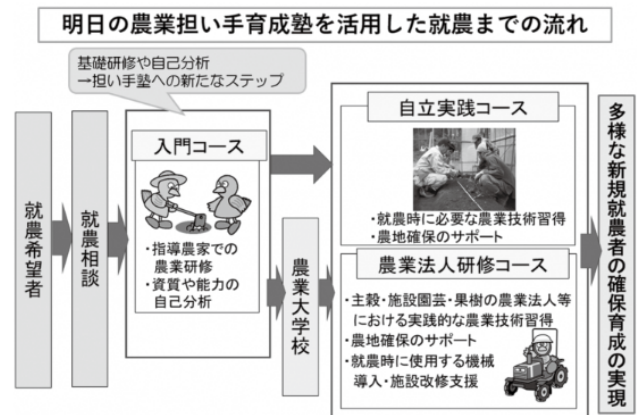
「**地域交流促進**」：農業青年クラブ(4Hクラブ)や生産組織への加入など地域活動への参加を促し、新規就農者の地域での孤立を防ぐ取り組みを行っている。

各種支援策の効果

埼玉県では、「埼玉県農林水産業振興基本計画(令和3年度～7年度)」において、令和7年度までに年間の新規就農者数の目標330人と設定しており、前述のとおり令和4年度の時点で既に新規就農者は332人と当初の目標は達成している。また非農家から新たに就農した「新規参入者」は202人で約6割が非農家からの人材となっており、これは新規参入者の全国平均が約1割であることを考えると特筆すべき事項である。

新規参入者が多い主な要因としては2点ある。1点目は埼玉県、埼玉県農林公社、各市町村などに設置されている「就農相談窓口」があげられる。ここでは入塾前および入塾後の様々な資金支援制度はもちろんのこと、特に農家出身ではない就農希望者には、窓口において親身になって就農相談に対応し、農業大学校進学へのサポートや働きながら農業技術を学ぶことのできる農家や農業法人を紹介している。2点目は埼玉県独自の研修制度である「明日の農業担い手育成塾」である。この研修制度は県内29カ所で開催されており、県、市町村、農林公社、県内のJAが連携して運営を行い、入塾後は就農予定地において、個別に指導してくれる農家を紹介し、農業技術向上に関する指導や、農産物の販路開拓のサポート等を行っている。その他にも市町村によっては、空き家対策の一環として、農業用の住居を紹介してくれるところもある。

このように充実した相談受付体制と研修制度が非農家からの新規参入者を増やす大きな要因となっているものと考えられる。



資料:埼玉県農林部農業支援課ホームページより

おわりに

埼玉県の新規就農者育成については、単なる「数」の確保から、多様な人材と多彩な農業経営を支援することにより、農業人材の「質」の向上を追求する段階に入ったと言える。現在、県でも注力しているAIやIoTを使ったスマート農業の活用によって、新規就農者は熟練農業者レベルの知識やスキルを早期に習得することが可能となっており、従来の農業に比べて農作業の省力化や生産性が格段に向上する「新しい農業」の実現に向けた支援が今後は重要な施策となってくるだろう。

また、農業をより効率的で魅力的な産業へと進化させるためには、女性、中高年者、外国人労働者など、多様な背景を持つ担い手の参入を促進し、労働環境の改善支援も重要となるだろう。

地域活性化の観点からも、新規就農者が孤立することがないように、地域コミュニティとの連携を強化し、地域に根差した農業経営を確立できるよう、ソフト・ハード両面からの継続的なサポートも不可欠となってくる。

これらの包括的かつ戦略的な取り組みを継続していくことによって、埼玉県の農業は持続的な発展を遂げ、首都圏の食を支える重要な役割を今後果たしていくことが可能となるだろう。

埼玉県における住宅建設の動向と地域的な特徴

主席研究員 吉嶺 暢嗣

はじめに

埼玉県は1960年代以降長く人口増加が続き、これに伴い活発な住宅建設が行われてきた。しかし、近年人口はほぼ横ばいとなり住宅建設はやや減少傾向となっている。

埼玉県は90万人近い人が、東京都へ通勤通学しており、住宅については通勤通学の利便性、東京都からの距離などに影響される。

本稿では埼玉県における住宅建設の動向、地域的な特徴、また、近年、価格上昇が顕著なマンションの動向について見ていく。

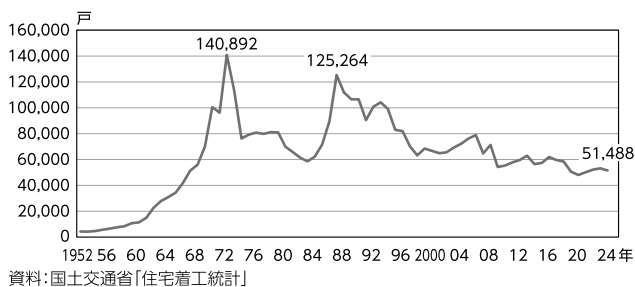
埼玉県における住宅着工戸数の推移

住宅建設には、建物の老朽化などによる建て替え、新しい住居への住み替え、世帯人員の独立による住宅の取得など様々な理由があり、地域的には、人口の移動が大きな要因となる。

長期的に埼玉県の住宅着工戸数の推移をみると、大きく2つの山がみられる。1つ目は高度経済成長期末期1972年の140,892戸。高度経済成長に伴い、地方から東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）への人口移動が活発化し、埼玉県は1970年に流入超過人数（流入人口数－流出人口数）が135,775人となり、住宅需要の大幅な増加につながった。

2つ目はバブル期1987年の125,264戸。景気が

●埼玉県の住宅着工戸数の推移



過熱するに伴い、東京圏への人口移動が再び活発化し、埼玉県は1987年に流入超過人数が83,750人となった。東京圏への人口流入は景気が好転すると増加し、減速すると減少するという特徴を持っている。埼玉県の住宅建設は景気の変動による人口移動の影響を強く受けてきた。

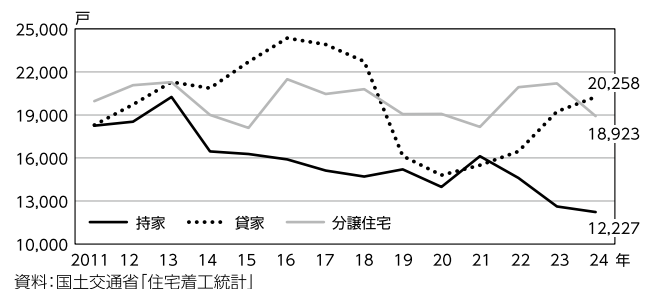
バブル期以降は、低成長が続くなか大きな変動はみられなくなる。ここ10年ほどは、住宅着工戸数は5～6万戸程度、流入超過人数は1～2万人程度で推移している。

利用関係別の状況

埼玉県の2024年の住宅着工戸数は51,488戸、利用関係別では、持ち家12,227戸、貸家20,258戸、給与住宅（社宅や官舎など）80戸、分譲住宅（分譲マンション、分譲一戸建て）18,923戸である。構成比は持家23.7%、貸家39.3%、給与住宅0.2%、分譲住宅36.8%となっており、貸家と分譲住宅がそれぞれ4割近くと多くを占めている。

2011年以降の動きをみると、貸家は、2018年までは景気が回復基調にあったことなどから、着工戸数が増加したが、2018年以降は景気減速、新型コロナウイルス感染症の影響などから大きく減少し、2021年以降再び増勢に転じている。分譲住宅は、貸家同様、2018年以降減少に転じその後回復しているが、総じてみると、横ばい傾向で推移している。一方、持家は景気の動向とは関係なく、ほ

●埼玉県の利用関係別着工戸数の推移



ば一貫して減少傾向にあり、住宅建設全体の減少の要因となっている。結婚や出産等により広い家に住み替える動きが鈍っていることや、家族の増加などによる、建て替えや住み替えによる需要が減ってきているためとみられる。

埼玉県の住宅建設の地域別の動向

埼玉県は多くの人が通勤通学で東京都に通っていることなどから、住宅について、東京都からの距離による地域的な違いがみられる。以下では、東京都心からの距離により、埼玉県を7つの地域に分けて(キロ圏別区分図参照)、住宅着工の状況をみていく。

2024年の住宅着工戸数は、20～30km圏(さいたま市、所沢市、越谷市など)が最も多く20,441戸、次いで20km未満圏(川口市、草加市、戸田市など)11,933戸、30～40km圏(川越市、春日部市、上尾市など)9,731戸などとなっている。都心からの距離が40km以内で42,105戸、県全体の81.8%と8割以上を占めている。

距離圏別に利用関係別の構成比をみると、20km未満圏、20～30km圏では、貸家がそれぞれ、49.9%、43.8%、分譲がそれぞれ38.9%、37.3%と高く、持家はそれぞれ11.2%、18.8%と低い。それ以遠の地域では、持家の割合が高くなり、距離が遠くなるほど高くなる傾向がみられる。貸家については、30～40km圏以遠は20%台後半でほぼ一定であり、分譲は30～40km圏で43.2%と高くなるが、それ以遠では徐々に割合が低下してい

●埼玉県の距離圏別利用関係別着工戸数(2024年)、人口(2020年)

単位:戸、千人

	20km未満	20～30km	30～40km	40～50km	50～60km	60～70km	70km以遠	合計
持家	1,339	3,839	2,707	1,872	968	706	796	12,227
貸家	5,949	8,943	2,787	1,377	577	377	248	20,258
給与住宅	8	25	31	4	3	3	6	80
分譲住宅	4,637	7,634	4,206	1,405	501	239	301	18,923
合計	11,933	20,441	9,731	4,658	2,049	1,325	1,351	51,488
人口	1,377	2,641	1,456	836	408	326	302	7,345

資料:国土交通省「住宅着工統計」、総務省「国勢調査」

●埼玉県の距離圏別利用関係別着工戸数構成比(2024年)

単位:%

	20km未満	20～30km	30～40km	40～50km	50～60km	60～70km	70km以遠	合計
持家	11.2	18.8	27.8	40.2	47.2	53.3	58.9	23.7
貸家	49.9	43.8	28.6	29.6	28.2	28.5	18.4	39.3
給与住宅	0.1	0.1	0.3	0.1	0.1	0.2	0.4	0.2
分譲住宅	38.9	37.3	43.2	30.2	24.5	18.0	22.3	36.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料:国土交通省「住宅着工統計」

●埼玉県の距離圏別着工戸数と増減率(2010～12年 2022年～24年)

単位:戸、%

	20km未満	20～30km	30～40km	40～50km	50～60km	60～70km	70km以遠	合計
2010～12年	37,753	65,605	32,557	16,884	7,754	6,409	5,778	172,740
2022～24年	36,214	61,027	28,546	14,963	6,993	4,612	4,499	156,854
増減率	▲4.1	▲7.0	▲12.3	▲11.4	▲9.8	▲28.0	▲22.1	▲9.2

資料:国土交通省「住宅着工統計」

●キロ圏別区分図



く傾向がみられる。

増減についてみると(単年では変動が大きいいため3年毎で比較)、2010～12年と2022～24年の比較では、20km未満圏、20～30km圏ではそれぞれ、▲4.1%、▲7.0%であるのに対して、60～70km圏、70km以遠圏で▲28.0%、▲22.1%と減少幅が大きくなっている。距離が近いところで人の移動による貸家や分譲の住宅需要が大きいことや、距離が遠くなるほど減少の大きな持家の割合が高いためなどとみられる。

埼玉県のマンスションの動向

埼玉県のマンスションの着工戸数をみると、2024年は5,525戸、前年比5.1%の減少となった。ここ3年、着工戸数は5,000戸台後半で安定している。マンスションの着工戸数は年により振れが大きいですが、2012年の6,949戸から水準が切り下がっている。

(市別の動向)

市別にみると(単年での振れが大きいため、2022~24年合計)、マンスションの着工戸数が最も多いのは、さいたま市3,496戸、次いで川口市2,968戸、川越市1,574戸、草加市1,232戸、朝霞市1,230戸などとなっている。東京都心から近く人口の多い市が上位を占めている。大型プロジェクトなどの影響もあり、増減の比較には注意を要するが、2013~15年と2022~24年の比較では、川越市、蕨市、和光市、草加市、川口市の増加率が大きくなっている。

(地域別の動向)

地域別の動向をみると(2022~24年合計)、20km未満圏が6,780戸、20~30km圏が6,279戸、30~40km圏が2,768戸となっており、30km圏までの合計で13,059戸と全体の77.3%、40km圏までの合計で15,827戸と全体の93.7%を占めており、県内のマンスション建設は、ほぼこの地域内で行われている。

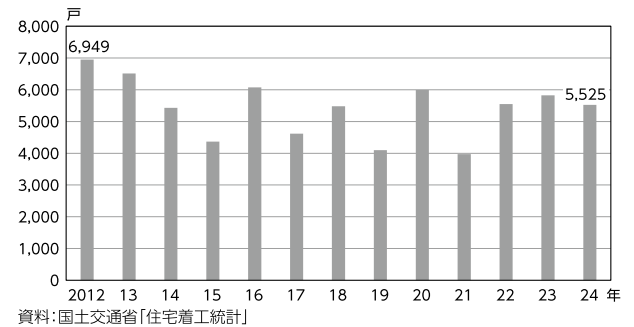
分譲住宅には、マンスションのほかに一戸建てがある。地域別に一戸建てについてみると、おおむね都心から40km以遠は一戸建てが多い地域となっており、マンスションの建設は大幅に少なくなる。

(販売面の動向)

マンスションについては価格の上昇が目立っている。株式会社不動産経済研究所による埼玉県のマ

ンスションの平均発売価格をみると2012年、3,687万円であったものが、ゆるやかに上昇し、2020年に4,565万円となったが、以降上昇傾向を強め、2024年には5,542万円と2020年比21.4%の上昇となった。発売される物件により価格には大きな差が出るが、直近2025年2月は9,958万円と過去最高額となった。なお、東京23区は2023年1億1,483万円、2024年1億1,181万円と高騰が続いている。

●埼玉県のマンスション着工戸数の推移

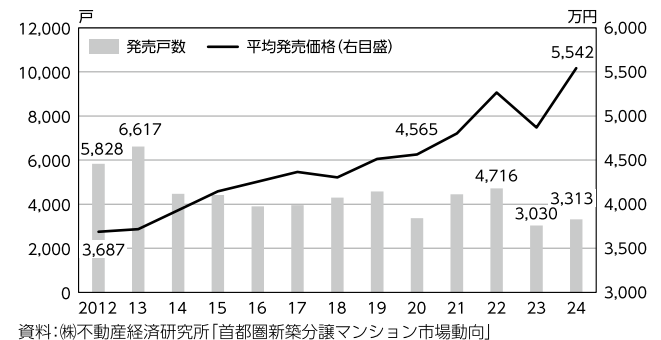


●埼玉県の市別(上位10市)マンスション着工戸数(3年毎)の推移

	2013~15年	16~18年	19~21年	22~24年	2022~24年 / 13~15年
さいたま市	3,762	5,810	4,492	3,496	▲ 7.1
川口市	2,074	2,972	3,101	2,968	43.1
川越市	158	525	508	1,574	896.2
草加市	720	413	710	1,232	71.1
朝霞市	891	545	1,061	1,230	38.0
蕨市	375	402	91	891	137.6
和光市	360	412	261	793	120.3
戸田市	939	289	648	522	▲ 44.4
所沢市	1,194	705	456	492	▲ 58.8
越谷市	1,594	708	341	473	▲ 70.3

資料:国土交通省「住宅着工統計」

●埼玉県のマンスション発売戸数と平均発売価格の推移



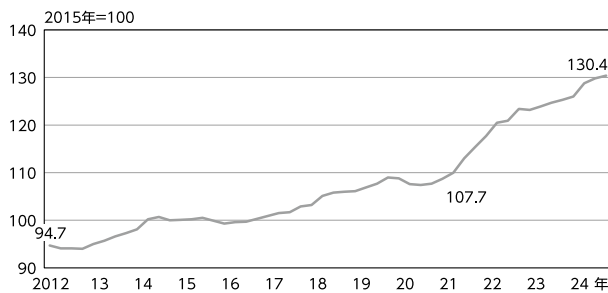
●埼玉県の距離圏別分譲住宅のうちマンスション、一戸建ての着工戸数(2022~24年)

	20km未満	20~30km	30~40km	40~50km	50~60km	60~70km	70km以遠	合計
マンスション	6,780	6,279	2,768	898	0	58	115	16,898
一戸建て	8,577	18,001	9,154	4,145	2,003	871	1,087	43,838
上記合計	15,357	24,280	11,922	5,043	2,003	929	1,202	60,736
マンスションの割合	44.1	25.9	23.2	17.8	0.0	6.2	9.6	27.8

資料:国土交通省「住宅着工統計」

価格上昇の要因の一つは建築コストの上昇である。国土交通省の非木造住宅の建設工事費デフレーター（建設工事にかかわる労務、資材、運輸その他などの費用を指数化し、推移を表したものの2015年＝100）をみると、2012年第1四半期に94.7であったものが、徐々に上昇して2020年第4四半期に107.7となった。その後は急上昇して、2024年第4四半期には130.4となり、ここ4年間で21.1%の上昇となった。

●建設工事費デフレーター（非木造住宅）の推移



資料：国土交通省「建設工事費デフレーター」

マンション用地取得にかかわる地価も上昇している。地価公示により2025年1月1日における埼玉県の市町村別住宅地の対前年平均変動率をみると、高い順に戸田市6.2%、蕨市6.1%、川口市5.1%などである。2024年も戸田市5.9%、蕨市6.0%、川口市5.3%と高い上昇率となっているなど、地価の上昇が続いている。この3市はいずれも20km未満圏で、マンション建設が活発に行われている地域である。この3市以外でもマンション建設が行われている地域は高い地価上昇率となっている。

さらに、大きな要因は土地取得難や人手不足などから、マンションの供給が少なくなっていることである。株式会社不動産経済研究所による埼玉県のマンション発売戸数をみると、2023年は3,030戸、2024年は3,313戸となっており、2022年の4,716戸より大きく減少しており、2013年の6,617戸と比べると、ほぼ半数となっている。

需要は一定程度あるなか、供給が少なくなることで、高価格でも堅調な発売状況が続いている。

なお、国土交通省の住宅着工統計のマンション着工戸数と、株式会社不動産経済研究所のマンション発売戸数には差異があるが、これは、着工と発売の時期にずれがあること、分譲マンションの着工戸数には建物内の賃貸部分が含まれること、着工申請以降に建設計画が変更となることがあることなどによる。

（東京圏の動向）

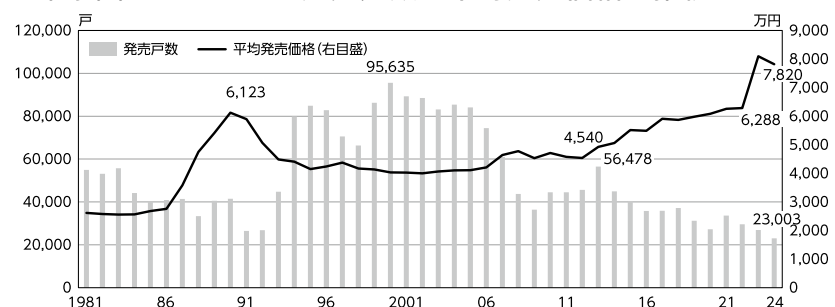
東京圏全体の状況を見ると、平均発売価格については、1990年の6,123万円をピークに一旦低下し、その後緩やかな上昇を続け、2022年に6,288万円となり、2024年は7,820万円と大幅な上昇となった。発売戸数をみると、2000年の95,635戸をピークに減少傾向となり、2024年は23,003戸となった。これは、2000年の4分の1以下、2013年の半数以下である。発売戸数の減少と発売価格の上昇がそれぞれ相反しながら同様なペースで続いている。

マンションの発売価格と発売戸数は1981年以降の長い期間で見ると、発売戸数が減少すると、発売価格が上昇し、発売戸数が増加すると、発売価格が低下する傾向がみられる。このところでは、発売戸数の減少と発売価格の上昇という局面が続いており、ある意味で現在の価格は、需要と供給の点でバランスがとれた状況にあるとみられる。

埼玉県も同様な傾向がみられる。短期的には立地条件に優れた、高額な大型物件の発売などにより、発売戸数、発売価格とも増加、上昇する局面もあると考えられるが、先行き、発売戸数、発売価格について現状程度の推移が続くとみられる。

（吉嶺暢嗣）

●東京圏のマンション発売戸数と平均発売価格の推移



資料：株式会社不動産経済研究所「全国マンション市場50年史、首都圏新築分譲マンション市場動向」
 (注)東京圏は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

2050年カーボンニュートラルを見据えた 住宅省エネ化の最新動向と埼玉県における現状と課題

主任研究員 金子 佐紀

はじめに： なぜ、いま「住宅の省エネ化」なのか？

2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言。その実現に向け、日本の温室効果ガス排出量の約3分の1を占める建築物分野の省エネルギー化を強力に推進、加速させている。カーボンニュートラルの実現は日本全体の政策目標であるだけでなく、地域社会に暮らす私たち一人ひとりの暮らしに深く関わり、企業活動、行政運営にも影響する。

本稿では、住宅の省エネ化をめぐる動向と埼玉県における現状を紐解き、カーボンニュートラル実現に向けた課題と方向性を考察していく。

まずは、行政・住宅事業者・生活者の三者が果たす役割と重要性を確認しておきたい。

行政 ―― 地域の脱炭素化の要

建築物の省エネ化は、地域全体のCO₂削減目標達成に直結する政策課題である。膨大な住宅ストックの省エネ性能の向上は、脱炭素化の基盤となる。

国土交通省の調査^[1]では、断熱改修による血圧低下やヒートショックのリスク低減など健康へ及ぼす好影響も確認されており、医療費削減・健康寿命の延伸といった副次的効果も期待できる。

住宅事業者 ―― 市場競争力の源泉

2025年4月に省エネ基準適合が原則、すべての新築住宅に義務化され、昨年から住宅の省エネ性能を可視化する「省エネ性能ラベル」の運用も始まった。今後は、住宅選びも性能重視へと変化し、高断熱技術やエネルギーマネジメントシステム(HEMS)などの技術革新が他社との差別化要素となっていくだろう。省エネ住宅は、社会的な

要請に応えるだけでなく、顧客に選ばれるための成長への鍵となる。

生活者 ―― 安心の暮らしへの投資

省エネ住宅は、光熱費削減による家計負担の軽減、夏冬における室内の温熱環境改善と快適性、健康リスクの低減など多面的なメリットをもたらす。長期的には資産価値の維持・向上にもつながる。将来売却・賃貸する際にも有利に働くため、環境と家計、そして資産を守る賢い投資であるともいえよう。

このような生活者メリットの重要性が高まる一方、日本の住宅性能は長らく国際水準から立ち遅れてきた。こうした背景を踏まえ、本格的に住宅の省エネ化を加速させるに至ったこれまでの歩みを振り返る。

世界基準では 「断熱後進国」の日本

住宅の省エネ性能は、主に「断熱性能(外皮性能)」と、空調や換気などに使う「エネルギー量(一次エネルギー消費性能)」の二つの側面から評価される。

このうち、省エネ化において最も重要な要素となるのが断熱性能だ。しかし、日本の住宅の断熱

●住宅の断熱基準(UA値*)の諸外国との比較

国名	義務化基準のUA値 (W/m ² ・K)	
フランス	0.36	優 断熱性能 劣
ドイツ	0.40	
英国	0.42	
米国	0.43	
日本(ZEH ^(注))	0.60	
日本(現行省エネ基準)	0.87	

*UA値…外皮平均熱貫流率。住宅の断熱性能を示す数値で、壁や窓、屋根などの外皮1㎡当たり、平均で何wの熱が逃げるかを表す。UA値が小さいほど熱が逃げにくく、断熱性能が高いことを意味する。

資料:国土交通省資料を基に作図

[1] 参考:国土交通省スマートウェルネス住宅等推進調査委員会「住宅の断熱化と居住者の健康への影響に関する全国調査第6回報告会2022.2.18」

(注) ZEH(ゼッチ) …「ネット・ゼロ・エネルギーハウス」の略。年間のエネルギー収支を実質ゼロ以下にする住宅。

性能は国際的に見て「断熱後進国」と呼ばれるほど、先進国に比べて大きく遅れている現状がある。

日本が「断熱後進国」となった背景には、高温多湿な気候のため冬よりも夏の過ごしやすさが重視され、気密性よりも通気性を優先した家づくりがされてきたことなど、様々な要因が考えられる。なかでも、「建てては壊す」という独特な住宅文化が特に大きく影響しているといえる。日本では新築志向が強く、税法上における建物の耐用年数(木造22年等)を過ぎると資産価値が下がると考えられていることもあり、中古住宅が低く評価されがちだ。このため、建物の利用期間が平均約30年と、欧米(英国:約77年、米国:約55年)に比べて極端に短い^[2]。高額な費用をかけて高断熱化をしても、その投資を回収する前に建物を取り壊されてしまうため、性能に投資するインセンティブが働きにくいと考えられる。

WHO(世界保健機関)は「住まいと健康に関するガイドライン」(2018年)で、寒さによる健康影響から居住者を守るため、室内の最低温度として18℃以上を強く勧告している。国際水準に照らせば、日本の断熱性能の低さは、単なるエネルギー問題ではなく、人々の健康と安全に直結する重要な課題である。

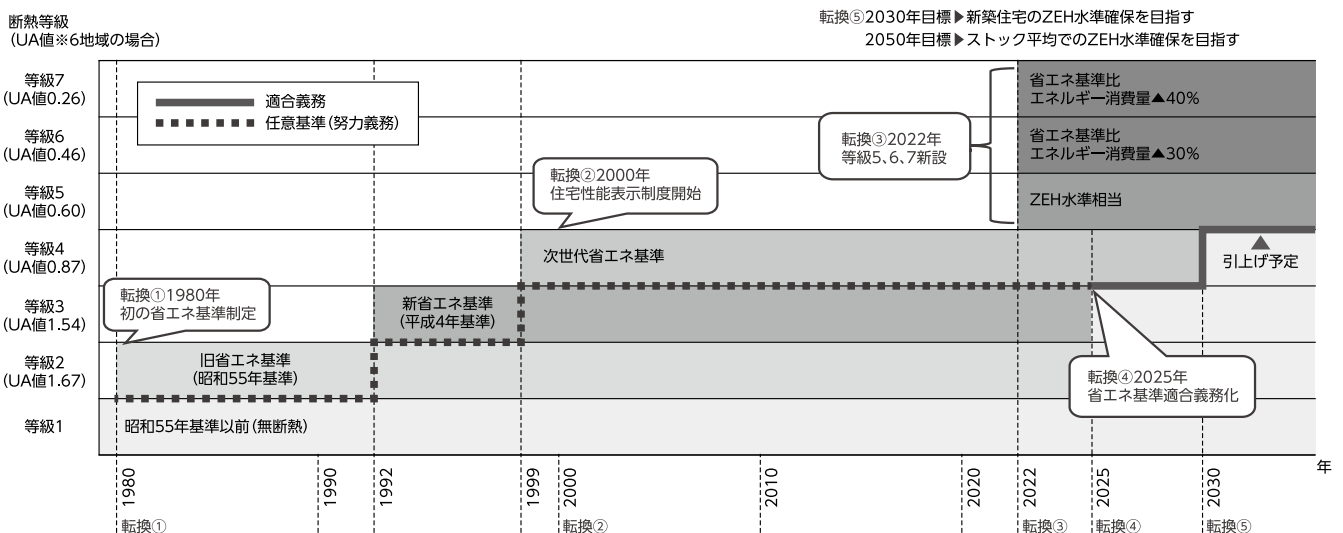
住宅省エネ基準の変遷： 長期停滞から転換へ

日本の住宅の省エネ・断熱性能に関する政策は、オイルショックを背景に1979年に制定された「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)」を起点に本格化した。初めて省エネルギー基準が設けられたのは1980年(昭和55年基準)。その後、2000年の住宅性能表示制度の開始に伴い、長らく等級4が最高等級とされてきた。

この間、省エネ基準は長期間にわたり「努力義務」や「任意基準」に留まっており、基準を満たさない住宅が建てられても罰則はなく、事実上、性能向上への強制力は非常に緩やかなものであった。

この流れが大きく変わったのが、2022年の法改正である。断熱性能等級5~7や、一次エネルギー消費量等級5~6といった上位等級が創設され、これまで任意基準で最高とされていた等級4は、2025年4月からは住宅性能の最低ラインとして適合が義務化されたのである。これは長年の遅れを経て、日本の住宅がようやく国際的なスタートラインに立ったことを意味する。しかし、さらなる性能の底上げは、避けて通ることのできない次なる課題といえよう。

●日本の住宅断熱基準の変遷:停滞と転換のロードマップ



資料:国土交通省資料等を基に作図

[2] 出典:国土交通省住宅局監修「長持ち住宅の手引き」(発行:財団法人ベターリビング)

カーボンニュートラル実現に向けた目標と施策

日本政府は、2021年の「地球温暖化対策計画」において、2050年カーボンニュートラル実現に向けた段階的な目標として、2030年度において温室効果ガス46%削減(2013年比)を目指すことを表明。なかでも、家庭部門においては、2030年に温室効果ガス66%削減(2013年比)という高い目標を掲げている。

これら政府目標の達成に向けた建築・住宅分野での施策の一つとして、2025年4月から原則すべての新築建築物・住宅に現行の省エネ基準への適合義務化を開始。そして2050年の「ストック平均でのZEH水準の省エネ性能の確保」に向けて、まずは2030年度以降に新築される住宅で「ZEH水準の省エネ性能の確保」を目指している。「ZEH(ゼッチ)」とは「net Zero Energy House」の略で、高断熱化と高効率設備により省エネルギーを実現し、創エネルギーとバランスさせ年間のエネルギー消費量を実質ゼロ以下にする住宅である。「ZEH水準」は創エネ設備が必須ではないが、ZEHと同様の高い省エネ性能を備える。

政府や自治体では、省エネ性能に優れた住宅を対象とした各種優遇制度(住宅ローン減税やフラット35借入金利の引下げ、建築時の補助金等)を設け、普及を後押ししている。

新築戸建住宅におけるZEHの普及状況と課題

全国の新築戸建住宅のZEH化率(注文+建売)は27.6%、注文住宅では40.2%に達する。埼玉県のZEH化率(注文+建売)は11.9%と低水準だが、注文住宅に限ると38.9%、ZEH水準を含めると62.6%と、新築戸建注文住宅のZEH化は順調に進んでいるといえる^[3]。しかし、建売住宅は2.4%と

[3] 出典：SII公開データ※2023年度実績データ [4] 出典：ZEH・ZEH-M委員会資料(2025年5月) [5] 出典：「令和5年住宅・土地統計調査」(総務省統計局)

普及格差は大きく、市場全体の底上げが不可欠である。そのためには、事業者間の普及率の乖離解消が必要だ。2023年度のハウスメーカーのZEH化率は7割に達する一方、地域工務店は1割に満たない水準に留まっており、両者間で大きな乖離が生じている^[4]。

この背景には、複合的な課題が存在している。①ZEHは高気密・高断熱の高度な施工技術に加え、複雑なエネルギー計算や専門知識を必要とする。地域工務店にとってはこれらの技術習得や補助金申請、性能評価といった煩雑な事務手続きは大きな負担となる。②ZEH仕様の高性能な建材や設備は従来の住宅より初期費用が高く、大手ハウスメーカーがスケールメリットでコストを吸収できる一方、個別の案件ごとに仕入れを行う地域工務店は、コスト増を価格に転嫁しにくい。③ZEHは快適性や健康といった「見えない性能」の価値を伝え、顧客を納得させる営業力が不可欠だ。ブランド力や広告宣伝力が限られる地域工務店にとって、価格やデザイン性といった従来の強みから「性能」という新たな価値軸をどう訴求していくかが、大きな課題となるだろう。

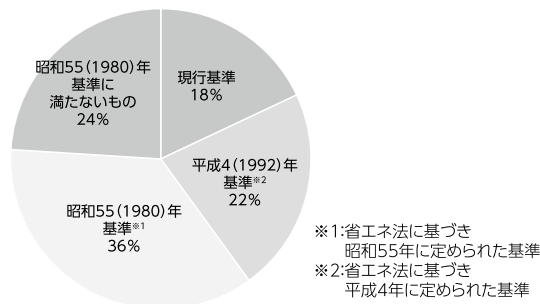
埼玉県は戸建住宅の割合が高く、持ち家に限れば78.2%を戸建住宅が占める(一都三県の平均は64.2%)^[5]。そのため、地域の脱炭素化には地域工務店の対応力が不可欠だ。ZEHは高付加価値な住宅として顧客に選ばれるだけでなく、技術力と信頼性の証にもなる。義務化された最低省エネ基準を超えるZEHへの対応は、事業者の成長の道筋ともいえる。

住宅ストックの省エネ化動向と課題

大手ハウスメーカー主導で新築住宅のZEH化は一定の普及が進んでいる一方、住宅市場全体を見れば、圧倒的に多いのは既存住宅だ。2050年

カーボンニュートラル実現には、この膨大な住宅ストックの省エネ化を避けては通れない。国土交通省の推計(2022時点)では、住宅ストック5,400万戸のうち約8割が現行の断熱基準である等級4を満たしておらず、さらに、全体の約4分の1は無断熱のままとなっている。

●住宅ストック(約5,400万戸)の断熱性(2022年時点)^[6]



資料:国土交通省資料より作成

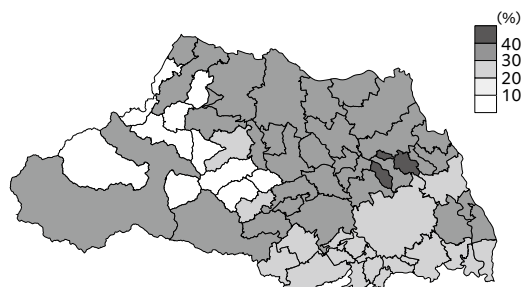
埼玉県の総住宅数は355万5,100戸と全国第5位で、築20年以上の住宅が過半数を占める(2023年時点)^[5]。そのため、県内の住宅ストックの省エネ改修は、地域の脱炭素化に向けた大きな焦点となる。

住宅の省エネ改修において、最も効果が高いとされるのが「窓」の改修だ。住宅の開口部、特に窓は熱の出入りが多く、冬の暖房時の室内の熱の約6割が窓から逃げ、夏の冷房時に室外から侵入する熱の約7割が窓から入ってくるといわれている^[7]。窓の断熱性能はガラス(複層ガラス)とサッシ(樹脂やアルミ)の組み合わせで決まるが、既存の窓の内側に「内窓」を設置する二重窓は、大がかりな工事が不要なため、住宅ストックの断熱性向上の近道となる。

令和5年住宅・土地統計調査によると、埼玉県の住宅における「二重窓・複層ガラス」の設置率は29.7%にとどまる。市区町村別では伊奈町(43.3%)、白岡市(40.2%)、松伏町(38.7%)などが高く、都心に近い県南部で設置率が低い傾向にある。

[6] 国土交通省調査によるストックの性能別分布を基に、住宅土地統計調査による改修案件及び事業者アンケート等による新築住宅の省エネ基準適合率を反映して推計。[7] 参考:経済産業省資源エネルギー庁省エネポータルサイト「住宅による省エネ」[8] 市区及び令和2年国勢調査時点の人口1万5千人以上の町村を表章の対象としている。埼玉県では、越生町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町を除く13町が対象。[9] 出典:「令和5年住宅・土地統計調査」(総務省統計局)

●埼玉県内住宅の「二重窓または複層ガラス」の設置状況



※白抜きの市町村は調査対象外

二重窓・複層ガラス設置率が高い10市町村			二重窓・複層ガラス設置率が低い10市町村		
1	伊奈町	43.3%	1	戸田市	20.4%
2	白岡市	40.2%	2	蕨市	22.9%
3	松伏町	38.7%	3	和光市	24.2%
4	宮代町	38.2%	3	ふじみ野市	24.2%
5	桶川市	36.6%	5	朝霞市	24.5%
6	吉川市	36.3%	6	草加市	25.2%
7	深谷市	35.7%	7	川口市	25.5%
8	久喜市	35.2%	8	新座市	25.6%
9	蓮田市	34.8%	9	毛呂山町	26.7%
9	上里町	34.8%	10	所沢市	27.0%

■ 都心から30km圏内の市町村

資料:「令和5年住宅・土地統計調査」(総務省統計局)^[8]

県南で二重窓・複層ガラスの設置率が低い要因は、都心から30km圏内の通勤至便なエリアで、賃貸住宅が多いことが考えられる。賃貸住宅では改修費用を負担する家主が住宅の性能向上のインセンティブを感じにくい、持ち家の場合は住宅所有者の快適性が上がるため費用をかけて断熱改修を行いやすい。実際に、埼玉県内の住宅の二重窓・複層ガラス設置率を持ち家と借家で比較すると、持ち家39.5%・借家13.0%と大きな差がある^[9]。賃貸住宅ストックの改修をどう進めていくかが今後の大きな焦点となる。

また、新しい住宅ほど設置率が高く、住宅ストックの高断熱化は築年によって大きな開きがある。特に、1980(昭和55)年基準以前の住宅は単板ガラス窓が主流で断熱材が入っていない場合も多く、暖房負荷が高い。埼玉県における1980年以前に建築された住宅ストックは約50万2,900戸で、県内住宅全体の15.7%を占めており^[9]、断熱改修のリフォーム市場として大きな可能性を秘めているといえる。

おわりに： 省エネ住宅が拓く未来

新築住宅の省エネ化は、2025年4月からの省エネ基準適合義務化や各種補助制度の後押しもあり、順調に進展している。しかし、2050年カーボンニュートラル実現のためには、この進捗を住宅ストック全体へと波及させることが不可欠だ。特に、築年数の経った既存住宅と、改修インセンティブが働きにくい賃貸住宅ストックの改修促進が、今後の大きな課題となるだろう。

2023年度から、国土交通省・経済産業省・環境省の三省連携による大型補助金制度「住宅省エネキャンペーン」が実施されており、その補助金制度の一つである「先進的窓リノベ事業」では、既存住宅の窓リフォームに対する手厚い支援策が用意されている。しかし、本年度の補助金申請額は予算に対して39%にとどまっており(2025年10月21日時点)、支援策が十分に活用されていない現状が見える。

この状況は、省エネ住宅がもたらす多面的な価値(環境貢献だけでなく、光熱費削減やヒートショックを防ぐ等の健康面でのメリットなど)が、窓リフォームのような手軽な改修も含め、消費者へ十分に届いていないことを示唆している。

省エネ住宅の普及は、行政による施策、住宅事業者による技術と価値の訴求、生活者の理解と賢明な選択という三者の協働により実現していく。この三者の連携強化が、脱炭素化と経済成長、そして人々の暮らしの質の向上を両立させる持続可能な社会への確かな道筋となるだろう。



令和7年度 地域研究レポート集

発行 公益財団法人 埼玉りそな産業経済振興財団
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂2-9-15
TEL : 048-824-1475 FAX : 048-824-7821
ホームページアドレス <https://www.sarfic.or.jp/>